



広島県報

定期
第3号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

出納長の事務の一部委任の解除 平成十六年広島県告示第千三百七十八号 (広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示 (県法規登載)	1	(審査指導室)
地籍調査に伴う字の区域の変更 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要 指定自立支援医療機関の指定 換地計画に伴う字の区域の変更 解除予定保安林に関する旨の通知	2	(地域づくり推進室)
特定非営利活動法人の定款変更認証申請 大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要 (三件) 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見 建築基準法の規定による違反建築物の是正命令 開発行為に関する工事の完了	6	(文化・県民協働室)
	6	(地域産業振興室)
	7	(")
	7	(建築指導室)
	8	(")

告示

広島県告示第二十二号
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。) 第七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部の委任を解除させた。
平成十九年一月十五日

広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の一部の委任を解除した出納員 広島県立黒瀬高等学校に所属する次の職員 奥田 俊博	解除した事務 当該出納員の所属する麻の会計事務 (法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。)	解除した年月日 平成一八年二月二七日
--	--	-----------------------

広島県告示第二十三号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号 (広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を次のように改正する。
平成十九年一月十五日

表中
広島県知事 藤田雄山

広島県情報公開条例 (平成十三年広島県条例第五号)	第六条第一項	を
広島県情報公開条例 (平成十三年広島県条例第五号)	第六条第一項	に、
広島県温泉法施行細則 (昭和二十五年広島県規則第二十一号)	第九条	を
養ほう振興法施行細則 (昭和三十一年広島県規則第四十六号)	第一条第一項	を

養ほう振興法施行細則(昭和三十一年広島県規則第四十六号)	第二条第一項
広島県立工業技術センター技術現地指導規則(昭和三十一年広島県規則第五十号)	第三条第一項

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)	第四条第二項
--	--------

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)	第四条第二項
広島県立文書館管理規則(昭和六十三年広島県規則第六十号)	第十三条

広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)	第九条第一項、第十二条第四項及び第十八条第二項
---------------------------------	-------------------------

広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)	第四条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条第一項及び第十八条第二項
広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則(平成十年広島県規則第六十三号)	第三条第二項及び第三項

める。

広島県告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によつて、広島市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、広島市長から届出があった。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

に 改 を に を に

大字	字	地番	大字	字
白砂	古塚	三三四四、三三四五の三から三三四五の三まで、三三四六、三三四七及びこれらに隣接する道路である市有地の全部並びに三三四六の地先の道路である市有地の全部、三三四七の地先の道路である市有地の全部	白砂	狐原山
伏谷	西川角	七九、八〇、甲一〇三、乙一〇三、一〇四、一〇五の七、一〇五の二、一〇六の三から一〇六の三まで及びこれらに隣接する水路である市有地の全部並びに乙八一の地先の道路である市有地の全部、甲一〇三の地先の水路である市有地の全部、一〇四の地先の水路である市有地の全部、一〇五の地先の水路である市有地の全部、一〇六の地先の水路である市有地の全部	伏谷	追山
伏谷	大下	乙六三一、六三九から六四二まで、乙六四二及びこれらに隣接する道路である市有地の全部並びに六四二の地先の道路である市有地の全部	伏谷	堂間
伏谷	大谷	一一四〇の五、一一四〇の八、一一四〇の二	上小伏原	
伏谷	追山	一三二二の一から一三二二の五まで及びこれらに隣接する道路である市有地の全部並びに一三二二の五の地先の道路である市有地の全部	白砂	狐原山
伏谷	小黒谷	二七二一、二七二三及びこれらに隣接する道路・水路である市有地の全部並びに二七二一の地先の道路・水路である市有地の全部、二七二三の地先の道路・水路である市有地の全部	伏谷	堂間

広島県告示第二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	愛知県常滑市鯉江本町五丁目一番地 株式会社INAX 代表取締役 杉野 正博
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市長者原二丁目一六五番地 株式会社INAX 尾道工場

二 申請の内容

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設二基を設置し、六十五 酸又はアルカリによ

1 特定の施設の種類、能力及び使用の方法(その一)
 る表面処理施設一基及び六十六電気めつき施設一基の使用の方法を変更する。
 また、排水処理装置の使用の方法を変更し、総合排水口の水量及び水質を変更する。

汚水等の排出先	使用の方法										工 期 等	能 力	種 類	
	排出される汚水等の汚染状態													
	シ	カ	水	鉛	ク	燐	窒	浮	化	生				水
排水処理装置	一・一〇	〇・一以下	〇・〇〇五以下	〇・〇〇一以下	二以下	三〇	二〇	二	三五	二	三下五	通 常	一日当たり水栓器具の部品一八ラック処理 (鉛処理装置)	六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 一基 (鉛処理装置)
	二〇・〇	〇・一	〇・〇〇五	〇・〇〇一	七	五〇	五〇	七	八〇	五	二下七	最 大		
同上	五・〇	同上			〇・一以下	三〇	三〇	一〇	同上	同上	九下一〇	通 常	一日当たり水栓器具の部品一〇回処理	同上
	五・〇	同上			〇・一	五〇	六〇	二〇	同上	同上	九下一〇	最 大		

(その二)

使用の方法	工 期 等			能 力	種 類	
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	二二・四	七	通 常	既設	六六 電気めつき施設 (めつき装置一号機)	
	二六	一五	最 大			
	四八・八	四四・一	通 常			一日当たり水栓器具の部品一、三〇〇ラック
	五八	七七・八	最 大			一日当たり水栓器具の部品一、三〇〇ラック

(その三)

使用の方法	工 期 等			能 力	種 類	
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	一・六	七	通 常	既設	六五 酸又はアルカリによる表面処理施設 (治具洗浄装置)	
	二・〇	一五	最 大			
	三・二	四四・一	通 常			一日当たりめつき治具一、三〇〇ラック
	四・〇	七七・八	最 大			一日当たりめつき治具一、三〇〇ラック

2 汚水等の処理の方法 (排水処理装置)

使用の方法	処理前の汚水等の汚染状態			項目	処理	能力	等	期	工						
	燃含有量	窒素含有量	化学的酸素要求量							項目	既設	力	等	期	工
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	二四・七	三	二〇	五〇	通常	最大	前	後	後						
	二九・三	八	六〇	八〇	通常	最大	前	後	後						
	二四・七	三	二〇	一五	通常	最大	前	後	後						
	二九・三	八	六〇	二〇	通常	最大	前	後	後						
	六九・二	一四	二六	四六	通常	最大	前	後	後						
	八九・三	二五	六〇	八三	通常	最大	前	後	後						
	六九・二	一・七	二〇	一五	通常	最大	前	後	後						
	八九・三	五	六〇	二〇	通常	最大	前	後	後						

3 排水水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
総合排水口	燃含有量	〇・一以下	三	〇・二〇以下	一・九
	クロム含有量	三九・七	四六・六	八四・二	一〇六・六
	単位・リットルにつきミリグラム				

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十九年一月十五日から
平成十九年二月五日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び尾道市市民生活部生活環境課

広島県告示第二十六号

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年一月十五日

一 病院又は診療所

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	自立支援医療の種類	標榜診療科目	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五	医療	眼科	平山 倫子	平成一八年一月二二日
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五	医療	科耳鼻咽喉	平川 治男	平成一八年一月二二日
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	府中市鶴飼町五五三	医療	科耳鼻咽喉	菊屋 義則	平成一八年一月二二日
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五	医療	整形外科	笹重 善朗	平成一八年一月二二日
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	東広島市西条町寺家五一三	医療	科耳鼻咽喉	宮脇 浩紀	平成一九年一月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療 の種 類	指 定 年 月 日
医療法人里仁会 興生総合病院	三原市皆実三丁目二二八	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
サンクリニック	東広島市西条町八一五	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
医療法人里仁会 興生総合病院	三原市皆実三丁目二二八	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
医療法人社団加 美川クリニック	三次市十日市東一丁目四二二	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
医療法人社団仁 友会尾道クリニ ック	尾道市新浜二丁目一〇二二	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
ののやま矯正歯 科医院	東広島市西条本町二二九	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
香川矯正歯科ク リニック	呉市西中央一丁目五七エスケ イビル六F	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
有限会社久井シンボ薬局	三原市久井町江木八二五	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
全快堂薬局	東広島市高屋町杵原九五七五	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
さくらん薬局	安芸郡熊野町萩原四〇六一二二	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
府中みずほ薬局	安芸郡府中町本町一丁目三三	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
のぞみ薬局	東広島市西条本町三二二九	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
若宮調剤薬局	尾道市三軒家町六六	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
東元町薬局	尾道市東元町二五一八	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
全快堂薬局寺家店	東広島市西条町寺家五三二二〇	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
薬局バナコス	三原市皆実三丁目一一九	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日

整形外科	河野 正明	平成一九年一月一日
腎臓	中村 雄二	平成一九年一月一日
腎臓	藤原 恒弘	平成一九年一月一日
腎臓	加美川 弘之	平成一九年一月一日
腎臓	濱口 直樹	平成一九年一月一日
歯科矯正	野々山 大介	平成一九年一月一日
歯科矯正	香川 国和	平成一九年一月一日

府中つばき薬局	安芸郡府中町山田一丁目一九	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
メディエント尾道西薬局	尾道市神田町三一	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
三次全快堂薬局	三次市十日市南五丁目九二四	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
加計病院前薬局	山県郡安芸太田町下殿河内七二〇	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
甲田センター薬局	安芸高田市甲田町高田原一〇四五	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
庄原センター薬局	庄原市板橋町二六四一	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
キリン堂薬局鶴江店	安芸郡府中町鶴江二丁目一七三	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
キリン堂薬局本店	安芸郡府中町大須一丁目一七二二	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
すずらん薬局阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七二七	更生医療	平成一九年一月一日
有限会社大成権尚旭堂薬局	府中市上下町上一〇〇八	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
海田調剤薬局	安芸郡海田町稲荷町七一五	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
廿日市めじろ薬局	廿日市市廿日市二丁目七二七	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
めじろ薬局有限会社	安芸郡府中町本町一丁目四一一	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
ファーマシーマリリン薬局	府中市元町四七二二	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
訪問看護ステーション せせらぎ	三原市本郷町船木三二〇五三	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日
医療法人社団聖仁会訪問 看護ステーションエン ゼル	庄原市上原町高丸一八一〇一	育成医療・更生 医療	平成一九年一月一日

広島県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、安芸高田市高宮町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤田雄山

上欄		下欄	
大字	字	大字	字
川根	篠原	川根	下篠原
一四九五の五、一四九五の七	五五〇四の一部、五五〇五の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部		
上篠原	五五七三の二の一部、五五七六の二の一部、五五七七の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに五五七九に隣接する道路である市有地の全部		
下篠原		上篠原	

広島県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
世羅郡世羅町大字川尻字大比良山二四一の四から二四一の一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によつて、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人平和貢献NGOsひろしま	代表者 中山修一	主たる事務所の所在地 広島県広島市中区八丁堀三番一号	定款に記載された目的 この法人は、世界各地の被災民や難民、その他支援を必要としている人々への緊急人道支援活動及び復興支援活動、自立支援等の社会開発支援活動を行う。また、これらの活動を担う人材の育成と派遣、及びこれらの活動の実施主体たるNGOの基盤強化を図り、もつて平和と人類共存の理念の普及と実践に寄与することを目的とする。	定款変更の内容 ・理事数の変更	申請のあつた年月日 平成一八年一月二七日
---------------------------------------	-------------	-------------------------------	---	--------------------	-------------------------

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤田雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
1 名称
パルティ・フジ竹原 A棟
2 所在地
竹原市下野町三三〇八
- 二 提出された意見の概要
なし
- 三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯
1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
竹原市建設産業部産業文化課（竹原市中央五丁目一番三五号）
2 縦覧期間
平成十九年一月十五日から平成十九年二月十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。
3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

パルティ・フジ竹原 B棟

2 所在地

竹原市下野町三二九三

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

2 縦覧期間

平成十九年一月十五日から平成十九年二月十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

パルティ・フジ竹原 C棟

2 所在地

竹原市竹原町三六一一

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
竹原市建設産業部産業文化課(竹原市中央五丁目一番三五号)

2 縦覧期間

平成十九年一月十五日から平成十九年二月十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ゆめタウン吉田

2 所在地

安芸高田市吉田大字吉田五九四番地一外

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町七九一)

2 縦覧期間

平成十九年一月十五日から平成十九年二月十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二二一号)第九条第一項の規定によって、次のとおり命令した。
平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 命令に係る建築物の表示

1 所在地 尾道市因島土生町三三五番七号

2 構造 鉄骨造一部木造四階建て

3 規模 延べ床面積約六百一平方メートル(うち違反部分約百二十七平方メートル)

4 用途 ホテル

二 命令を受けた者の氏名
田頭 央行

三 命令の内容
前記一の建築物について、平成十九年五月三十一日までに建築物の一部除却又は耐火建築物とすること。この措置がなされるまでの間は三、四階部分を使用禁止とすること。

四 命令を行った日
平成十八年十二月二十五日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三原市古浜町三丁目一九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三原市城町二丁目三番一・二〇一号

熊野開発株式会社
代表取締役 向久保 勝治